

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和8年4月13日（月）13：30～17：20

場所：山梨県庁別館3階 正庁

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、北原委員、後藤委員、小林（富）委員、佐藤委員、
芹澤委員、高木委員、田中委員、箕浦委員、湯本委員

<事業者>

富士・東部広域環境事務組合 郷田事務局長、滝口参与
建設課 柴田課長、佐藤課長補佐、義城主幹

株式会社環境技術センター 事業本部 味澤部長
計画課 西川課長代理

<事務局>

山梨県 森林環境部 大気水質保全課
野中参事・課長、佐野総括課長補佐、有泉課長補佐、芦沢副主査、深沢主任

1 開 会

2 議 事

議題 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
準備書について

3 その他

4 閉 会

(配布資料)

次第・座席表

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料1 事業概要と準備書手続について

事業者説明資料1 事業概要、方法書に対する知事意見への事業者見解等

事業者説明資料2 準備書の環境影響評価の内容（公開部前半）

事業者説明資料3 準備書の環境影響評価の内容（公開部後半）

事業者説明資料4 準備書の環境影響評価の内容（非公開部）

1 開会

(司会 佐野総括課長補佐)

定刻となりましたので、ただいまから、山梨県環境影響評価等技術審議会を開会いたします。委員の皆様には、御多用のところ御出席を賜り誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 野中課長)

委員の皆様方にはお忙しいところ、環境影響評価等技術審議会に御出席いただきありがとうございます。

さて、本日の議題である「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業」につきましては、令和5年から6年にかけて方法書の手続きが行われました。今日から実質的な準備書手続きに入るわけですが、地域にとっては必要不可欠なインフラであるごみ処理施設であります。一方で、稼働により環境汚染の発生リスクもあります。環境保全の見地から知事が意見を述べる、いわゆる知事意見の期限は7月23日ですので、それまでの間、委員の皆様には御協力をお願いします。

本日は、第1回目の技術審議会ということで、まず事業者から説明を受け、その後、委員の皆様には質疑や意見交換等をお願いすることとなります。よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議いただきますようお願いいたします。

(司会 佐野総括課長補佐)

続きまして、本審議会の開催の可否について御報告いたします。本日の出席状況につきましては、委員15名中、会場に8名、Web参加で3名の計11名の出席をいただいております。よって、2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、ウェブ参加の高木委員におかれましては、御本人の都合により14:30に退室の御予定となっております。高木委員からは「事業者説明資料2の騒音に係る環境影響評価の結果」について御意見があることを事前に伺っておりますので、退室前の14:15頃までを目安に、一度、御発言の機会を設けられるよう調整できればと考えております。

ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は事前に郵送にてお送りしておりますが、資料は7種類ございます。次第・座席表、山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿、資料1、事業者説明資料1から

4となっております。資料に不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。配布資料はお揃いでしょうか。

傍聴人は、受付時に配布した傍聴券に記載の「傍聴の心得」を御覧いただき、心得に沿って傍聴願います。委員及び事業者の皆様におかれましては、公開部分の審議については、傍聴人による撮影や録音が行われます。あらかじめ御承知おきくださいますようお願いいたします。なお、事務局において、審議会の記録のため、審議中に写真を撮影させていただきます場合がございますので、御了承ください。

次に、今回の会議は、対面とウェブによる参加を併用して開催しております。議事録作成のため、会議内容については、録音をさせていただきます。誠に恐縮ですが、御発言の際は、必ずマイクを使用して、大きな声でお願いします。なお、マイクの使い方についてですが、機械下方にある発言キーを押していただきますと、マイクの表示灯が点灯しますので、点灯したことを確認してから御発言いただきますようお願いいたします。御発言が終わりましたら、再度機械下方にある発言キーを押して、表示灯を消灯させてください。また、御発言の都度、お名前を仰っていただくようお願いいたします。加えて、長時間の会議となることが予想されますので、端的な質疑応答をお願いします。

それでは、次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例第47条第10項により、会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いいたします。坂本会長、よろしく申し上げます。

2 議事

議題 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 準備書について

(坂本会長)

それでは、議事を進行させていただきます。

案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について御確認をお願いします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や、個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。議事録については、発言者名を含む議事録を公開するというようお願いいたします。「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については、非公開で行います。非公開の内容に関する審議の際には、

報道関係者及び傍聴人には本会場から退出いただきます。以上、御協力をお願いします。

本日の議題は、「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 準備書」に関するものです。まず、事務局から経緯等の説明後、事業者から準備書の内容について説明していただきます。事業者説明は、資料ごとに4部に分け、その都度、質疑応答・意見交換を行います。なお、希少動植物に係る部分については、後ほどまとめて非公開で審議を行います。終了時刻は、17時頃を予定しております。

それでは本日の議題に入ります。初めに事務局から説明をお願いします。

(事務局 有泉課長補佐)

今年度から新たに赴任いたしました。どうぞよろしく申し上げます。資料に基づき説明させていただきます。資料1「事業概要と準備書手続について」を御覧ください。

まず事業概要についてですが、対象となる事業は、「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業」です。1時間当たりの処理能力が8tを超えるため、環境影響評価条例における第2分類事業に該当します。

次に準備書手続についてです。本件は、約2年前の令和6年3月に方法書手続を終えており、今回の準備書手続は、事業者が、方法書に基づき実施した環境影響評価の結果をとりまとめ、公開することによって、住民や知事・市町村長から意見を聞く手続きとなります。

3の準備書手続の流れとなります。まず、事業者が、準備書を公表して住民等から意見を聞き、その住民等意見の概要と意見に対する事業者の見解が記された書面が、知事及び市町村長に送付されます。これは、今回お配りしている事業者説明資料1の19ページから22ページに掲載されております。次に知事は、公聴会を開き、県も直接、県民から意見を聞くとともに、技術審議会を開催し、皆様、有識者からの意見、市町村長からの意見も聞いたうえで、事業者から意見概要等が提出されてから120日以内に、事業者に知事意見を述べることとなります。環境影響評価の各手続では、標準的には90日で知事意見を述べ、審議会は2回程度開催しておりますが、準備書手続は120日が確保されている最も検討を要する手続であるため、通常、3回程度の審議会を開催しております。

裏面を御覧ください。本件のスケジュールですが、本日4月13日の

審議会の開催に先立って、4月10日に関係地域である、富士吉田市長及び西桂町長へ意見照会を行い、意見の提出を待っているところです。また、5月23日には公聴会を開催することとし、現在、公聴会にて意見を述べるができる公述人の募集を行っているところです。本日は、これから、事業者より、準備書について説明がありますので、それを踏まえて、準備書について御審議いただきたいと思えます。そして、先ほど申し上げたとおり、現時点では全体で3回の審議会を考えているところであり、次回、2回目の審議会は、5月下旬の開催を予定しています。そして、2回目、3回目の審議会で知事意見について御審議いただいたうえで、事業者から県民意見の概要などが提出された3月25日から120日に当たる7月23日までに、事業者に対して知事意見を述べることとなります。

今後の進め方についてですが、本日の会議が終わりましたら、次回の審議会までに、審議会で出された意見、意見概要書の意見、公聴会での意見及び関係市町の長の意見を集約したいと考えています。3回目の審議会の際に、集約した意見等を整理して作成した知事意見の素案を提示することを予定しています。また、知事意見の素案に対する審議会意見を踏まえ、知事意見の案を作成し、庁内調整を行ったうえで、期限までに知事意見を述べます。以上で、資料1の説明を終わります。

(坂本会長)

ただ今、事務局から「事業概要と準備書手続」について説明がありました。続きまして、事業者の方から、御説明をいただくのですが、高木委員聞こえますでしょうか。

(高木委員)

はい聞こえます。

(坂本会長)

騒音について一旦説明を受けてからしますか。それともいきなり、質問されますか。

(高木委員)

それは会長の進行のとおり、対応いたします。

(坂本会長)

説明資料だけで20ページぐらいあります。高木委員、事業者の方からどこの部分を説明していただければよろしいでしょうか。

(高木委員)

事業者説明資料2の80ページ、83～85ページの辺りで、同じような文言が出てきますので、その辺りでお願いいたします。

(坂本会長)

事業者から、80ページ辺りを5分程度で説明願います。

(株環境技術センター 味澤部長)

80ページ辺りから簡潔に御説明差し上げます。

まず80ページです。騒音の予測結果の概要を示します。工事期間中では、造成等の施工や建設機械の稼働時は工事のピーク時を想定して予測を行いました。敷地境界では基準に近い値ではあるものの、環境保全目標を下回ると予測されました。資機材運搬車両の走行時には、最も値が高い国道139号の道路端でも、1デシベルの増にとどまり、環境保全目標とした要請限度を下回ることと予測されました。施設の稼働につきましては、影響は小さいと予測されました。廃棄物運搬車両の走行時には、最も値が高い国道139号の道路端でも、現況と変わらないと予測されました。なお、これらの予測結果は、建設作業騒音と道路交通騒音、施設稼働騒音と道路交通騒音の両方が加味されたものです。

次のページ参ります。81ページから87ページには、騒音の予測結果を示しましたが、詳しい説明は割愛させていただきます。

88ページから91ページに、騒音の環境保全目標を記載しました。続きの評価結果も説明したほうがよろしいですね。

(坂本会長)

はい数枚でお願いします。はい。大事そうなところ。

(株環境技術センター 味澤部長)

92ページから95ページに騒音の評価結果をお示しします。環境配慮事項の実施により、環境保全目標との整合を図り、いずれも環境保全目標を満足する結果となりました。なお、工事中の建設機械の稼働状況

や、資機材運搬車両の通行状況については、不確実性があるため、振動とあわせて事後調査を行う計画です。

続いて96ページから、低周波音についての資料となりますが、こちらでも説明差し上げます。

(坂本会長)

はい。手短に。

(株)環境技術センター 味澤部長)

97ページを御覧ください。方法書では、発破の低周波音について検討する予定でしたが、発破によらない方法を用いることで、発破を回避できると考えられるため、準備書では項目から外しました。

98ページから99ページは低周波音の現地調査結果です。調査結果は、いずれも、国土交通省が示している一般環境中に存在する低周波の音圧レベルの参考指標以下でした。

こちらでも低周波音の現地調査結果です。調査結果はいずれも国土交通省が示しているISO7196に規定されたG特性低周波音圧レベルの参考指標以下でした。調査結果はいずれも国土交通省が示しているISO7196に規定された、G特性低周波音圧レベルの参考指標以下でした。

100ページに低周波音の予測結果をお示しします。低周波音の環境保全上の目標は、広く一般に用いられている「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示された参考指標としました。

102ページに低周波音の評価結果をお示しします。環境配慮事項の実施により、環境保全上の目標と整合を図り、いずれも環境保全目標を満足する結果となりました。

103ページからは、振動についての資料になります。調査地点は、騒音と同じ地点です。

104ページに対象事業実施区域の敷地境界付近に当たる環境振動No.1と、直近民家の環境振動No.2の現地調査結果を示します。中央自動車道や県道718号の沿道に当たるため、道路交通振動の影響を受けています。工場振動の規制基準と比較すると、いずれも基準値以下でした。

105ページに沿道振動の現地調査結果を示しました。いずれの調査地点も、道路交通振動の要請限度以下でした。振動は、工事期間中、存在・供用時のいずれについても、環境保全目標とした、振動規制法で定

められた規制基準または道路交通振動の要請限度をクリアすると予測されました。

107ページから113ページまでは振動の予想結果の詳細です。114ページから115ページは、振動の環境保全目標になります。

116ページから119ページには、振動の評価結果を示します。環境配慮事項の実施により、環境保全目標と整合を図り、いずれも環境保全目標を満足する結果となりました。なお、騒音と同様、予測条件には不確実性があるため、騒音と併せて事後調査を行う計画です。

(坂本会長)

騒音、低周波、振動の御説明は以上です。では高木委員、資料のうち、どの辺りに関する御意見でしょうか。該当するスライドを出してもらうことが必要でしょうか。

(高木委員)

例えば80ページの辺りを出していただけますでしょうか。

(坂本会長)

80ページのスライドが示されました。それではお願いします。

(高木委員)

基本的にこの事業は、幹線道路あるいは高速道路のそばに施設を作る計画になっています。そのため、現状、建てる前の状態で既に騒音の視点ではほとんど道路騒音が要請限度ぎりぎり、あるいはオーバーしているぐらいのところに、施設を作る計画です。そうすると、建設工事時はまだ一時的であるため、まだ良いかもしれないけれど、供用時は、日常的にパッカー車が度々通る状態に晒されます。

資料によると、現状で既に暗騒音といいますか、今の状態で環境基準をオーバーしているので、建物を建てたときにも、せめて、要請限度は超えないようにします、ということが一貫した説明になっているわけです。けれども、そうすると、環境基準そのものの意味があまりなくなってしまう。私が言いたいことは、今の段階で、この図でいうと、沿道騒音のNo.3とNo.5でオーバーしているが、まずそこ以外の地点でオーバーしているところはないかどうかを、もう少し丁寧に調べていただいて、現状として既にオーバーしているところがあるならば、事業者というよりは、そのエリアで暮らしている方の立場に立ってみれば、もっ

と細やかに測定をされて、他にもオーバーしている点があるならば、そこも含めて、まずは管理者である国なり、県なり、市道の場合は市に対して「環境基準をオーバーしているの、何とかしてください」と伝えて、一緒になって対策を打ってみる、ということが最初に求められるべきではないかと考えます。もちろん、自動車の騒音なので、現実問題としてどんな手を尽くしても、規制・環境基準をクリアできないということもあり得ることはわかっていて、その場合に、もう本当にやむを得ない手段として、要請限度は最低限守ります、という話であれば、あり得ると思います。今の段階で環境基準を上回っているから、仕方がないというのは違うのではと考えます。まずは、国、県、市に対して事業者の方が、これを直せと命令しにくいとは思いますが、環境基準をオーバーしているのは間違いないので、自分たちがやろうとしてる仕事ができにくくなることは間違いないので、一緒に何とか考えませんか、と提案をしていただいて、こういうことをやりました、ああいうことをやりました、それでも、クリアできませんでしたので、我々としてはもうしょうがないので、要請限度以内には最低限収まるように努力します、という言い方ならば、納得します、という話です。

(坂本会長)

今の御意見について事業者から、御意見、御返答がありましたら願います。端的に言えば、基準超えているから、国、県、市など道路の要請限度に責任を負っている管理者と協議して、対策を打った上で了解を得てくださいという話です。

(高木委員)

要するに、そういうことをせずにやってしまうと、最終的に騒音が環境基準をオーバーするのだろうけれど、そのときに、全部、焼却施設の責任にさせられます、ということもあると思います。

(坂本会長)

事業者の方がいかがですか。すぐに答えられないのであれば、次回までに道路管理者と、話し合った上での回答でもよいです。

(富士・東部広域環境事務組合 滝口参与)

今、騒音について御意見をいただいているところですが、このNo. 2及びNo. 3につきましては、中央自動車道、県道718号、国道139号線につきましては、地元の富士吉田市と西桂町が、県、国等に、以前

から分散をした交通の住み分けをしていただくような形でお願いしています。

また、県道718号につきましては、県道に昇格した後に、現在整備を行っていただいて、車両も含めて、分散化といった対策をお願いしております。以上でございます。

(坂本会長)

お願いということなので、通るかどうかはわからないと思いますけれど、何かやり様はあるのですか。このまま事業実施して、基準超えたままであつたら、このごみ処理施設も悪いという話になりかねないという話です。そもそも、この施設ができなくても、基準難しい、という感じがしていますので、どちらがいいのか。道路側で何か対策をとるとか、防音壁など、道路側で、環境基準が適用される場所に対して、値が少なくなるような道路側での対策をとった上で、というのが何か筋が通るような気がします。

(株環境技術センター 味澤部長)

今、大変大事な御指摘をいただきましてありがとうございます。これの対処方法と、準備書の書きぶり、評価書での書きぶりについては、組合と相談して、次回お答えするような形でお願いします。

(坂本会長)

必要に応じて道路側の関係部署との話し合いができれば、その内容についても御説明できいただければと思います。道路側でしっかり騒音対策していただければ一番いいと思う。高木先生よろしいでしょうか。

(高木委員)

はいそれをお願いいたします。

(坂本会長)

それでは、高木先生もうすぐ退室します。少し順番変えましたけれど、戻りまして、事業者説明資料1から、また御説明をお願いします。事業の概要と知事意見への対応について、10数分程度でお願いします。

(株環境技術センター 味澤部長)

前半部分の説明内容は御覧のとおりです。

最初に、整備する施設の概要について説明します。3ページに事業の概要をお示ししました。現在、富士東部地域には、4つのごみ処理施設がありますが、いずれも老朽化が進んでいることから、ごみ処理を広域化し、新施設に処理を集約する計画です。1日あたり210tを処理する「ごみ焼却施設」と、1日あたり36.1tが処理できる「リサイクル施設」を整備する計画です。施設規模の算定についても、次ページの資料に記載しました。方法書の段階では、施設規模は確定していませんでしたが、環境省が示している計算式により、災害廃棄物の処理分も含めて、ごみ焼却施設の規模を設定しています。現在、組合圏域には、山中湖村クリーンセンター、富士吉田市環境美化センター、大月都留広域事務組合まるたの森クリーンセンター、上野原市クリーンセンターの4施設があります。4施設とも稼働から20年以上が経過しており、老朽化による維持管理に係る労力、費用ともに増加しているのが現状です。山梨県のごみ処理広域化計画に基づき、これら4施設を統合して、1施設に集約します。

6ページは、建設予定地の航空写真です。御覧のように農地や山林など、中央自動車道と一級河川の桂川に囲まれた、約4ヘクタールを建設用地としています。なお、南西側には、現在の富士吉田市環境美化センターがあります。

7ページと8ページに、計画施設の施設配置の案を示します。施設の建設は、「性能発注方式」を取ります。性能発注方式は、組合が施設の基本的な性能を定め、その性能を満たすことを前提に、事業者が設計も含めて技術提案を行い、総合的に優れた提案を採用する事業者選定の方式です。施設配置については、工事施工業者の提案を受けて決定するため、複数案を設けています。こちらには焼却施設とリサイクル施設を合棟とする場合の施設配置の案を示します。焼却施設と、リサイクル施設の建屋を一体とする案です。8ページは焼却施設とリサイクル施設を別棟とする場合の施設配置の案です。焼却施設と、リサイクル施設の建屋をそれぞれ分けて建てる案です。

9ページに、施設供用後の、廃棄物運搬車両の走行ルートを示します。計画施設には、12市町村からの廃棄物の搬入が行われます。中央自動車道と国道139号、県道718号などを通行する予定です。廃棄物運搬車両の走行台数の見込みです。数値は往復で示しています。

11ページは事業スケジュールです。計画施設は、令和9年9月より実施設計に入り、令和10年3月には現場着工となり、造成工事等に着手する予定です。令和13年度いっぱい工期とし、令和14年4月よ

り供用開始の予定です。

12ページからは方法書についての意見への事業者の見解になります。

方法書の公告・縦覧は令和5年11月1日から行われ、期間中に住民説明会も行いました。方法書について住民からの意見書の提出はありませんでした。また、方法書については公聴会は開催されませんでした。

14ページからは、方法書についての知事の意見と事業者の見解を示しました。知事からは、9項目の意見を頂きました。1番目は、環境に影響を及ぼし得る条件について、複数案の比較検討を行い、決定理由を準備書に示すこと。2番目は、PM2.5を追加して評価項目として選定するか検討することです。3番目は、焼却残渣の保管や運搬による影響を検討すること。4番目は、騒音・振動について調査日や調査時間の選定を記載し、事業による最大の影響が明らかにできるように調査予測すること、です。5番目は、施設供用後の河川や地下水、湧水群への影響を調査、予測すること。6番目は、地下水の利用による地盤沈下を想定して地下水の状況を把握し、必要な事後調査を記載すること、です。7番目は、猛禽類について、調査地点とその選定理由を記載し、東側の山地を十分調査すること。8番目は、水田環境は多様な動植物や生態系が存在するため、調査内容を検討して記載すること、です。9番目は、景観・風景の予測において、施設の大きさや色、煙突の高さや位置、煙突からの水蒸気、シークエンス景観のフォトモンタージュを作成すること、などです。時間が限られますが、それぞれの環境影響評価項目の説明の部分でお話しします。

19ページからは、準備書についての住民意見及び事業者の見解をお示しします。表にお示したように、準備書は令和8年2月9日より公告・縦覧を行い、期間中に2か所で住民説明会を行いました。準備書については、2件の意見が提出されました。

1件目は、施設規模の設定の妥当性についての御意見でした。1炉が停止している間は、1日あたりの可燃ごみの処理ができないことから、炉構成は3炉とすべきではないか、との御意見です。定期的なメンテナンスや、突然の故障等の対応も加味した上で、2炉構成で十分に焼却処理が行える施設規模を設定しているというのが、事業者の見解です。

2件目は、ごみ焼却炉の処理方式の検討に関する御意見でした。ストーカ方式にも揺動式、階段式、回転式等の種類があり、複数のストーカ炉について慎重に比較検討すべきではないか、という御意見です。施設の発注は、性能発注方式により、組合が施設の基本的な性能を定めて総

合的に優れた提案を採用する計画としています。このため、発注に際してはストーカ方式という指定は行いますが、所定の性能を満たせば、ストーカ方式の中での種類は指定しない方針であるというのが事業者の見解です。

以上で、事業者説明資料1の説明を終わります。

(坂本会長)

ありがとうございました。今の御説明について御意見、御質問お願いします。まずは会場にいらっしゃる方に御意見をお願いします。ネットで参加の方はミュートの状態にしておいてください。いかがでしょうか。

(田中委員)

田中です。複数案のところですが、複数案は環境アセスメントの本質ですが、その考え方は残念ながら日本ではまだ一般的ではなくて、今回もおそらく知事意見で、複数案を出すようにということがあったので、とりあえず複数案のようなものを出したと憶測します。本来、複数案というのは、いろいろな環境影響が予測されその中で著しく深刻なもので回避しなければいけない。ミティゲーションあるいは環境保全措置には、それを回避することや最小化すること、最後の手段として代償することなどいろいろな方策があるのですが、そのような方策をかなえるために複数案があるということなのです。だから、今の段階の御説明ですと、ただ複数案が2つありますよというだけで、なぜそういうことになってくるのかというのは不明です。これから動植物やその他の環境要素などのいろいろな説明があるということなので、そこで理由を踏まえた上でこういう複数案にしたというように、説明をいただけるのでしょうか。

(坂本会長)

事業者の方、御回答お願いします。

(株環境技術センター 味澤部長)

資料1の前段の部分に、設定した複数案とその理由について御説明する場がありますので、そちらで一旦聞いていただければと思います。

(田中委員)

わかりました。

(坂本会長)

私から1つ、焼却方式の話の中でも出てきたのですが、性能発注についてはどういうものであるか、今はっきりしていますでしょうか。一般的な焼却炉の性能に、この場所ならではの特に必要な性能みたいなものがありますでしょうか。

(富士・東部広域環境事務組合 滝口参与)

この地域に合った、性能は特段ございませんが、それぞれの地域の事情に合った、ごみの出し方に対して対応できる、性能を担保しているというところではあります。施設自体の性能は国及び県の基準等を踏まえた上で、一部上乘せするものは上乘せした性能を求めています。

(坂本会長)

それはいつ頃決まりますか。(審議の上で) その部分が必要であれば、この審議会の場合でもみなさまに御議論いただけたらと思います。例えば、先ほどの騒音の話であれば、こういう性能です、という話がありますか。

(富士・東部広域環境事務組合 滝口参与)

富士・東部の滝口です。現在、我々が求めている性能は、概ねできているのですが、それに対して、プラント建設に参加していただくメーカーや業者に対して、我々の考えを提示して、求めている性能に対応できるかどうか今確認しているところです。最終的には今年(令和8年)の8月以降に、公告という形で示した上で入札行為に入るというところがございます。

(坂本会長)

わかりました。この審議会としても、できるだけいいものにするための努力を、事業者の方にしてもらうために、お手伝いできる箇所はお手伝いしますので、先ほどの地域の事情についてなど、考えていただければありがたいです。

それでは先へ進みたいと思います。それでは事業者説明資料2について、事業者の方、説明をお願いします。

(株環境技術センター 味澤部長)

それでは、事業者説明資料2の説明に参ります。まず前半部分の説明内容は御覧のとおりになります。

ここからは準備書の内容についてお話しします。新たなごみ処理施設の整備による環境への影響の可能性を踏まえて、方法書で調査及び予測・評価を行う項目の選定を行い、現地調査の結果等を受けて準備書で見直しました。25ページから28ページにかけて、環境影響評価の項目です。

ここで、環境影響評価を行う上で設定した複数案について御説明します。造成工事、煙突高さ、施設配置、施設の色について複数案を設定して、検討しました。これらの複数案を設けた理由は、事業者説明資料1でお話ししたように、施設の発注を性能発注方式で行うため、設計の詳細は工事施工業者の決定まで確定できないためです。それぞれの複数案を取り扱った環境影響評価項目は、御覧のとおりです。

造成工事については、3パターンの複数案を検討しました。土砂を搬入して一律標高684mに造成するパターン1、高低差を利用して余剰の土砂を搬出するパターン2、造成土量が最小となるように造成するパターン3の3つです。造成工事の設計は工事施工事業者の提案を採用するため不確実性があることから、土砂の搬入が多いケース、土砂の搬出が多いケースの両極端と、中庸のケースを設定したものです。環境への影響を踏まえれば、土砂の運搬量が最も少ないパターン3が優れているため、現況地形を活かしつつ地質を考慮した造成形状とし、残土の搬出量が少ない工法を誘導する計画です。

31ページには、煙突高さの複数案の設定の考え方を示します。煙突高さは、59mを基本としています。一般に、煙突高さが高いほど、排ガス中の物質の着地濃度は低くなるため、環境保全上は有利になりますが、当地域は富士山の眺望が重要な地域であるため、景観への影響との兼ね合いがあります。そのため、煙突高さに複数の案を設けて予測し、排ガス由来の物質の着地濃度を比較しながら、総合的な評価の中で煙突高さを59mとすることが妥当であるかの確認を行っています。

32ページを御覧ください。ここからは環境影響評価の結果について御説明します。まずは、大気汚染です。調査地点及び予測地点を図に示しました。青塗りの三角が環境大気の地点で、周辺の集落や住宅地、学校がある場所に配置しました。白抜きの三角が沿道大気の地点で、先ほど御覧いただいた、周辺の主要な道路に配置しました。詳しい値は省略しますが、対象事業実施区域に近接して、富士吉田市環境美化センターの焼却施設が稼働中ではあるものの、いずれの地点でも、現況の大気質は良好な値でした。

次のページからは、調査の方法や調査地点の選定理由の資料を示して

います。36ページからは、大気汚染に関する方法書からの変更点をお示ししました。頂いた知事意見を踏まえて、微小粒子状物質を簡略化項目として取り上げました。また、煙突高さ等の複数案での予測も追加しました。

40ページからは、大気質の現地調査結果をお示ししています。一般環境、沿道ともに、現況の大気質は良好でした。42ページに地上気象と上層気象の調査結果を示します。地上気象では、南から南西にかけての風と、北の風が多くなっており、静穏率は1.9%と比較的低い値でした。対象事業実施区域は北北東側～南南東にかけて山地が迫っているため、そちらからの風が少なく、また風も弱いことがわかります。上層気象の調査結果から、逆転層の区分別の出現状況を示しました。逆転層は頻繁に発生しており、春と夏では全層・二段逆転と上層逆転が多く、秋季と冬季では下層逆転と全層・二段逆転が多くなっていました。

43ページに工事期間中の大気質の予測結果の概要を示します。予測は、ブルーム・パフ式等を用いて定量的に予測しています。各調査地点の予測結果は省略させていただき、ここでは最も高い濃度の地点のみとしました。造成工事の施工、建設機械の稼働時の予測では、工事最盛期の建設機械の稼働がピークとなる時期を想定して実施しましたが、最も高い予測地点でも環境保全目標を下回りました。資機材運搬車両の走行の予測は、土砂の運搬車両が最も多くなる、造成工事のピークの時期を想定して実施しましたが、最も高い予測地点でも環境保全目標を下回りました。

44ページは、存在・供用時の大気質の予測結果の概要です。施設の稼働による影響の予測では、地上濃度が高くなる、煙突59mの条件での予測結果を示しました。長期平均濃度では、最大着地濃度地点においても環境保全目標を下回りました。短期高濃度では、煙突59mの条件で、最も地上濃度が高くなる上層逆転層発生時の結果を示しました。塩化水素が環境保全目標とした濃度を超過したため、環境保全措置を講じる必要があります。環境保全措置については後で説明しますが、塩化水素の排出濃度を当初計画の半分に切り下げることで、環境保全目標を満足する結果となりました。

次のページ参りまして、煙突高さを変えた予測結果の一覧を45ページにお示しします。数値は、最大着地濃度地点における、焼却施設の排ガスの寄与濃度です。長期平均濃度、短期高濃度ともに煙突高さが100mの方が、煙突高さ59mよりも低い値となりますが、その差は大きくないと考えてよいと思います。予測結果の詳細については、説明を割

愛しますが、一点50ページをご覧ください。

こちらは二酸化硫黄の59mの平均予測濃度になりますが、年平均予測濃度が0.00150となっていますが、正しくは0.00115でございました。誤りでしたので、お詫びして訂正いたします。

51ページを御覧ください。煙突高さを様々に変えた場合の、最大着地濃度を比較しています。煙突が高いほど着地濃度は低くなりますが、もともとの濃度が低いため、その差は小さいことが分かります。

54ページに長期平均濃度の予測結果の例として、ダイオキシン類の等濃度線図をお示しします。最大着地濃度地点は、北の風の時に、対象事業実施区域の南側の山林の中腹に出現すると予測されました。お示した図は、煙突高さ59mの場合ですが、煙突高さ100mの場合の最大着地濃度地点は、40m南側の山林の中腹となります。なお、短期高濃度の最大着地濃度地点は、上層逆転層発生時になりますが、東の風の条件下で、煙突から西に約1.3kmの山林となりました。

大気質では、工事中の建設機械の稼働や資機材運搬車両の走行、存在・供用時の廃棄物運搬車両の走行については、環境保全目標を十分する満足する結果となりました。存在・供用時の施設の稼働による煙突排ガスの影響について、塩化水素についてのみ、環境保全措置が必要と判断されたため、環境保全措置の検討を行いました。煙突排ガスの影響については、焼却施設から排ガスを放出しない方法はなく、残念ながら影響の回避策はありません。このため、最小化の措置として、排ガスの濃度の低減を図ることが考えられます。

56ページに大気質の環境保全措置の内容を示しました。環境保全措置として、塩化水素の煙突からの排出濃度を半分に切り下げることで、環境保全目標を満足することとしました。

57ページからは大気質の環境保全上の目標を示します。60ページから64ページに、大気質の評価結果を示しました。回避・最小化・代償に沿った検討を行い、環境保全措置を講じることによって、すべての項目で環境保全水準を満足する評価となりました。

65ページを御覧ください。悪臭の説明に移ります。焼却施設の煙突排ガス由来の悪臭については、大気質と同じ調査地点・予測地点としました。以降のページに、調査方法等をまとめてお示ししてあります。

69ページを御覧ください。悪臭についても大気質と同様、煙突高さの複数案での予測を行いました。

70ページに悪臭の現地調査結果の概要を示します。御覧のように、地域柄、現況でも草木のにおいや草刈りのにおいなどがあり、無臭とい

う訳ではありませんでした。

71 ページに悪臭の予測結果を示しました。煙突排ガスの影響については、プルーム・パフ式を用いたシミュレーションにより、最も臭いが強くなる最大着地濃度地点においても、影響は小さいことが分かりました。施設からの悪臭の漏洩についても、臭気の漏洩防止対策等により、臭いは低く抑えられると予測されました。72 ページに、煙突排ガス由来の悪臭が最も濃くなる場所を示しました。東南東側の山地斜面に出現します。

73 ページには、悪臭の環境保全目標を示しました。現在の、富士吉田市環境美化センターにおける公害防止基準を、環境保全目標としました。

74 ページに悪臭の評価の結果をお示ししました。煙突排ガスについては、高温の燃焼により有機性の悪臭物質は分解されます。施設からの漏洩については、ごみピットの臭気漏洩防止対策や必要に応じた消臭剤の使用といった環境配慮により、環境保全目標を満足するという結果となりました。

75 ページから（騒音、低周波音、振動）については先ほど御説明差し上げましたので割愛させていただきます。

120 ページに飛びますが、御覧ください。水質汚濁についてです。水質汚濁は、対象事業実施区域の河川上流側の桂川と小佐野川の2か所、桂川の下流側の1か所を調査地点・予測地点としています。なお、水質調査を行った桂川及び小佐野川の水質は、いずれも良好でした。

123 から125 ページに水質の現地調査結果を示します。浮遊物質量は、降雨時には、対象事業実施区域の下流のNo.3で、調査時の最大で430 mg/L となりました。

次のページです。対象事業実施区域内の土壌は、汚染物質の濃度は環境基準項目を下回りました。桂川の底質は、有害物質の濃度が基準値・参考値を下回りました。また、桂川は流量が多く流速も早い、溪流に近い状況であるため、微細な粒子の堆積は少ない状況でした。

126 ページに、造成等の施工時の、水質汚濁の予測条件を示しました。洪水調整池の容量計算には、河口湖ブロックの50年確率における降雨強度式により算定した、後方集中型降雨波形を用いています。洪水調整池の許容放流量は、対象事業実施区域の10年確率における降雨強度式を用いて設定されたものを用いました。

127 ページに、水質汚濁の予測結果を簡略化してお示します。造成工事の早い段階で、対象事業実施区域下流側に洪水調整池を設け、降

雨時の濁水を経由させることにより、50年確率の大雨時にも桂川の浮遊物質量はほとんど変わらないという予測結果です。施設供用時の場内の雨水排水は、側溝等により速やかに放流し、洪水調整時以外は、常時水を滞留させることはないため、放流水の水質悪化はなく、桂川の水質への影響はないと予測しました。施設からの生活排水は、浄化槽で処理した後放流しますが、定量的予測の結果、桂川の水質には数値に現れるような変化はないと予測されました。

128ページに、水質汚濁の環境保全目標を示しました。環境基準のあるものについては、環境基準の値を、環境基準のないものについては、現状を悪化させないことを環境保全目標としました。水質汚濁の評価の結果です。工事期間中、存在・供用時ともに、洪水調整池の設置等の環境配慮を行うことにより、環境保全目標を満足するという結果となりました。

130ページからは、水象についての資料です。水象は、対象事業実施区域内の井戸と周辺の井戸、地下水の下流側になると考えられる湧水のある場所を調査地点、予測地点としました。

132ページに、水質の調査地点と選定理由を示しました。地下水の水位と、地下水及び湧水の水質については、現地調査と文献資料調査を組み合わせて行いました。地下水の水位については、周辺の水源井戸での観測データが得られたことから、現地調査と併せて用いました。水質については、水脈の検討に有用な、溶存イオンに関する情報が文献から得られたため、現地調査結果とともに解析に用いました。

133ページに、対象事業実施区域内の地下水No.1の地下水位の調査結果を示します。青の折れ線が地下水位、オレンジの棒グラフが降水量ですが、大雨時には地下水位が上昇するものの、必ずしも周辺地域の降水量とは連動していないことが分かりました。

134ページには、地下水No.2の新高区第2水源の地下水位のデータを示しました。対象事業実施区域の西側にある水道水源用の井戸ですが、貯水槽の水位低下に合わせて取水するたびに、水位は低下するものの、すぐに回復していることが分かります。こちらは、地下水No.3の小沼第2水源の地下水位のデータです。対象事業実施区域の北にある水道水源用の井戸ですが、降水量との連動はあまりなく、また、取水時に一時的に水位が低下するものの、すぐに水位が回復していることが分かります。

136ページに、地下水の水質等の現地調査結果を示しました。こちらは、河川の流量と、地下水起源の湧水の流量の調査結果です。

地下水の調査結果と予測結果を簡単に御説明します。138ページに、対象事業実施区域のボーリング結果をお示ししました。溶岩層が2層分布しており、不透水層となっていると考えられます。地下水を取水する位置であるスクリーンが、35mより深いところに設置されていますが、地下水の自然水位は地下11m付近にあります。このことから、2層目の下に帯水層があり、圧力がかかっていると考えられます。

139ページは、対象事業実施区域内の井戸で実施された連続揚水試験の結果です。対象事業実施区域は、地下水が非常に豊富で、揚水後の地下水位の回復も非常に速いことが確認されています。134ページ、135ページにもお示したように、近隣の新高区第2水源の地下水位データからも、揚水後の地下水位の回復が早い地域であることが分かっています。

140ページには、地下水の溶存イオンのバランスのデータから、トリリニアダイアグラムによる解析を行った結果を示します。地下水No.1と地下水No.2は、水質の特徴が類似しており、いずれも深井戸で水脈が共通していると考えられました。地下水No.3と地下水No.4の水質の特徴が類似しており、地下水No.1、No.2、No.5とは水脈が異なると考えられました。

河川流量への影響の予測結果です。事業の実施により、土地利用の変化に伴って雨水の地下浸透が少なくなりますが、桂川の流量に与える影響はわずかであると予測されました。また、地下水の涵養については、溶岩層の不透水層が存在しているため、雨水の地下水涵養の減少の影響はないと予測されました。

地下水の水位等への影響の予測結果です。対象事業実施区域内の地下水No.1は、地下水No.3の小沼第1・第2水源や、地下水No.5の小沼浅間神社とは水源が異なり、これらの湧水の湧出量に影響することはないと予測されました。また、対象事業実施区域西側にある地下水No.2の新高区第1・第2水源は、水脈は同一と考えられますが、地下水No.1での連続揚水試験の結果から、計画施設での取水量の想定である1日あたり200m³に対し、取水可能量は1日あたり432m³以上あると見込まれ、新施設での取水が周辺井戸の地下水位には影響しないと予測されました。

水象の環境保全目標は、「周辺の河川・水路の流量や地下水位に影響を生じさせないこと」としました。水象の評価の結果、河川水の流量や地下水位への影響はなく、環境配慮を行うことにより、環境保全目標を満足するという結果となりました。

続いて地盤沈下です。地盤沈下の調査として、地下水の状況把握と、建設予定地周辺の地盤沈下の状況の確認を行いました。調査範囲は、対象事業実施区域周辺の、民家や構造物がある範囲としました。現地調査により、地盤沈下の発生により現れる現象の有無を確認しました。対象事業実施区域周辺では、マンホール等の抜け上がりや道路の段差、建物の傾斜、石垣や水路の破損等の地盤沈下の発生を示す事項は確認されませんでした。

147ページから、148ページに、地盤沈下の予測結果を示しました。地下水の帯水層は、2層ある溶岩層の下にあり、被圧地下水となっていること、対象事業実施区域の連続揚水試験の結果や周辺の水源用井戸の状況から、計画施設での揚水に対し、十分な地下水の供給があると考えられることから、地盤沈下は生じないと予測されました。

地盤沈下の評価の結果がこちらです。計画施設では地下水の取水に伴う地盤沈下は生じないと予測され、環境保全目標を満足するという結果となりました。

151ページからは土壤汚染についての資料です。土壤汚染について造成等の施工の影響と、施設の稼働による影響を評価しました。土壤汚染の調査地点は、造成工事を行う対象事業実施区域内と、煙突排ガスの影響を想定した、大気質と同じ周辺の調査地点としました。

153ページに方法書からの変更点を示しました。大気汚染の予測結果と同様、排ガス由来の土壤汚染の影響については、煙突高さの複数案を設けて予測を行いました。現地調査の結果、調査地点では土壤の汚染はありませんでした。

造成等の施工による影響の予測結果です。対象事業実施区域内の土壤には汚染がみられないため、土砂の搬出先における土壤汚染の影響はないと予測されました。

施設の稼働による影響の予測結果です。大気中のダイオキシン類の濃度と、土壤中のダイオキシン類が比例すると仮定すると、最大着地濃度地点の大気中ダイオキシン類濃度であっても、土壤への影響はわずかであると予測されました。なお、お手元の資料では予測値が21.17となっており誤りでしたので、訂正します（正しくは31.17）。

土壤汚染の評価の結果です。対象事業実施区域の土壤は汚染されておらず、土砂を搬入する場合にも汚染のない土壤を使うこととしていますので、工事による土壤汚染の影響はないと判断できます。存在・供用時の煙突排ガスの影響は小さいと予測され、環境配慮を行うことにより、環境保全目標を満足するという結果となりました。

以上で、事業者説明資料2の説明を終わります。

(坂本会長)

ありがとうございました。この前半では、複数案の説明と、準備書の中で、大気質、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、水象、地盤沈下、土壌汚染の御説明をいただきました。後半では生物系が出てくると思います。それではこの前半部分について、御意見、御質問をお願いしたいと思います。会場の方はいかがでしょうかまずは、お願いします。

(田中委員)

先ほどの複数案の件は、今の御説明で、御回答されたということでしょうか。そうだとすると、やはり僕が思っていたとおり、この最初の部分(事業者説明資料1)の施設配置の「複数案(1/2)」と「複数案(2/2)」は、事業者の方の考え方によると、開発区域、工事区域、ビル構造物の位置などの複数案であり、またそれ以外にも、いろいろな個々の施設に対して複数案がある、ということは今説明されたということでしょうか。

(株環境技術センター 味澤部長)

そのとおりです。

(田中委員)

そうすると、環境影響を回避、最小化、代償するという環境保全措置の方策と、この施設配置の複数案1、2はどのように関係するのでしょうか。まだ動植物の話が出てきてないので、もしかするとそちらの話で出てくるかもしれませんが。

(株環境技術センター 味澤部長)

環境影響を想定した上で、複数案を設けて、どちらがその影響が少ないかを検討するというには必ずしもなっていません。性能発注であり、実際の平面形状が確定できないため、1番ありそうな複数のパターンでもって、結果が変わりそうな環境影響評価項目について予測を行って、どちらでも大丈夫、という検討を行いました。

(田中委員)

多分そういうことなのだろうと、僕も認識しましたがけれども、環境影

響評価制度の中でいう複数案というのはそういうことではなくて、まずは土地のどこをどのように改変するのか、という土地利用の複数案が一番大きく最初にくるものなのです。諸外国の環境アセスメント制度では、それを複数案と言っているのです。

一方、日本では、最初から開発区域が決まっているので、どこが一番環境にとって悪影響がない開発地域であるかを選ぶという検討が、情報開示のツールであるべき環境アセスメント制度ですが、今の日本の制度ではできない。しかしそれでも創意工夫できることはあり、これも大変なことだと思いますが、例えば、事業区域をある程度広めにとって、その中でのやりくりで、土地利用に関する複数案を考えらということは可能です。事業者の方の説明によると、動植物の水生生物のところで、現状ある湿地はもう埋めるしかない、という説明が出てきますが、もしそれが保全すべきもののレベルであるのであれば、実際には難しいかもしれないが、対象事業実施区域を拡大し、その中における複数案を検討することは可能です。事業区域内でできない場合は、事業区域外で事業者が責任をとれる場所で提案することも可能です。

ただ、僕は言葉、用語の使い方がとても気になっていて、事業者の方が言っているような「複数案」を複数案と言ってしまうと、これは無限に出てきます。おそらく、方法書の知事意見の「複数案による比較検討」というのは、土地利用に関することを言っていたのだと思います。ただ残念ながら、山梨県の要綱というか条例に、そのような土地利用に関する本来の複数案を評価しなさい、ということが明確に示されていないような気がするので、事業者の方が今回のような捉え方をしても現状の山梨県の制度的には間違いではないのかもしれない。ただ、本来の環境アセスメントを考えると、そういうものは複数案とは呼ぶべきではないのです。そうでないと、「複数案を検討しなさい」という指示に対する回答が、もう何でもよくなってしまいます。初心に戻って、どうしてもこの場所を回避しなければいけない、しかし例えばその場所は守るべき自然が存在するというような場合に環境保全措置の回避ミティゲーションの方策として、複数案が提案されるということを、ぜひ、行政の方も念頭に持っていて、その辺りはおそらく、明文化された条例はないかもしれませんが、行政指導で推進するようお願いしたいと思います。今回の事業は公的事业であり、その公的事业の皆さんが今回のような複数案の捉え方をしても良いとなると、今後、山梨県での民間事業による複数案も何でもありになってしまおうと思います。やはり、ここはしっかり、その制度の理念や本質的なところは最低限押さえ、もし現在の条例など

で足りないのであれば、行政の方が、行政指導でもう少し丁寧に指導して、今回のような説明ではなく、本来的なミティゲーションヒエラルキーに則り、回避、最小化、代償をその順で行うように促すべきです。今回は、そもそも回避はないと最初から断言するなど、おかしな評価が行われているわけですが、その辺も何か本来の環境アセスメントとしてのつじつまが合っていないと感じました。これはまず行政に対する意見でもあります。

また、全ての環境影響、環境項目を等しく捉えるということは一見、重要に見えるかもしれないけれども、実は、全体的に同じレベルで説明するのではなく、要するに、この事業で一番深刻なことは何かということをしっかり順位づけし、明示した上で、メリハリをつけてそれらの環境保全措置（ミティゲーション方策）を説明するなどの工夫が必要だと思えます。

もう1つは、水質汚濁物質について、環境基準があるものについては、環境基準が成功基準もしくは守るべき保全基準（環境保全場の目標）となり、環境基準がない項目については、現状維持を環境基準とするという説明でした。そうすると環境基準があるものは、環境基準までは現状よりも悪化させることができるという解釈になります。本当はそういう意図ではなく、何か言葉尻の捉え方でそのような表現になってしまっているのだと思いますが、環境基準がある物質についても環境基準がないものも同じように、もし現状が環境基準以下であっても、現状維持するように努力するということが、本来であり、むしろそちらの努力（ミティゲーション）こそが環境アセスメントでは大切だと思えます。環境基準がないものは、もしかすると、そこまで深刻ではないから環境基準がないのかもしれないので、そちらでは、現状維持するという目標になっているのにもかかわらず、確か環境基準のあるダイオキシンであったと思いますが、現状よりも環境基準のぎりぎりまで上がるという予測がありました。基準内であれば上がってもそれを良しとする環境アセスメントとは、一体、環境アセスメントを何のためにやっているのだろうという気がするので、その辺りは合理的にやっていただきたいです。

（坂本会長）

事業者の方、今の御意見について、コメントなどはございますか。特になければ、承っていただくということでもよろしいでしょうか。御意見が、今の制度上の問題ということもあるので、何か特に考えていることがあればということだと思えます。よろしいですか。はい、わかりまし

た。

(田中委員)

環境基準があるものは汚染が進んでもいいけれども、それ以外のものは現状維持、ということだとすると、そちら（環境基準がないもの）の方が厳しいわけです。その考え方は、おそらく間違えだと思えます。

(事務局 野中課長)

田中委員から御意見含めて2点大事な話がありました。1点目の、複数案につきましても、確かに書きぶり（言葉の使い方）の問題なのかもしれませんが、あくまで知事意見は「環境に影響を及ぼしうる条件について複数提示して考える」ということなので、事業者の説明は、確かに結論が1つしかないものに対して、落とすべき要件が2つあり、やはり落ちましたねという書きぶりをもう少し考えないと、複数案というように思われず、誤解を生むので、その辺は私どもが、またいろいろ話をしていきたいと思えます。

また、環境基準の考え方は、やはり、そこまで開発していいというバッファとしての基準ではなくて、あくまで、元々の設定が、それよりも悪い状況の社会を良くしていこうという行政目標で立てたということであり、田中委員のお考えが正論であるので、その辺もまた事業者の方とお話をしていきたいと思えます。

(坂本会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

なければ、私から1つ、水質汚濁について全体がよくわからなかったのでお聞きします。地下水をくみ上げて使う、そして、施設内でクローズにして排水がほとんど出ないようにする、それから浄化槽を使うという説明がありました。一方で、現状の施設の水質を参考にするという説明がありました。まず、現状の施設とは、別の場所の処理水ということなのですか。これは、浄化槽を使っているのではないのですか。

(株環境技術センター 味澤部長)

現状の施設の水質の調査結果は、降雨時の雨水排水の水質について、それを現地調査で測らせていただいて、これを類似施設として、将来の参考にしたいということです。

(坂本会長)

それは雨の話だけということですか。

(株環境技術センター 味澤部長)

おっしゃるとおりです。

(坂本会長)

現状の施設の浄化槽の水質を参考にして、新しい施設の浄化槽の予測をしたというわけではないということですか。

(株環境技術センター 味澤部長)

おっしゃるとおりです。

(坂本会長)

それに関して気になったのは、浄化槽というのは、要するに人がたくさん住んでいるなどの生活排水をイメージしているの、かなり基準が緩いと思いますが、ここでは、ごみ処理施設の浄化槽についてはどのように考えているのでしょうか。それをお聞きしている理由は、この場所は特に水質について、BOD 1 mg/L 以下という環境基準でやろうとしているので、少し苦しいのではないかと思いました。いかがでしょうか。

(富士・東部広域環境事務組合 滝口参与)

浄化槽にて処理する処理水につきましては、工場内で発生する、トイレの水などの生活排水を、プラント用水とは別のルートで合併浄化槽にて、処理して放流します。ごみから出る汚水などのプラント排水につきましては、放流はいたしません。場内処理という形になります。

(坂本会長)

その生活排水は、別に下水道があるわけではないので、浄化槽で綺麗にして放流していくという考え方だと思いますが、浄化槽排水自体の基準というのは、それを使っていいのかなという気がして、100と書いてありますよね。どうするつもりなのですか。少ないからいいかって話ですか。

(株環境技術センター 味澤部長)

浄化槽は特に生活排水、トイレの水などを、浄化して出すものです。

何人槽という、既製の浄化槽を入れて、そこで処理をして河川へ放流する形になりますので、基本的に国が定めた放流基準を守る性能は有していますが、それ以上のものはあまり期待できないという立て付けになっています。アセスで扱わせていただいたのは、その国の基準を守った上で放流した水が下流の桂川の水質にどれだけ影響するのかという検討をして、ほとんど影響ないという結論となりました。

(坂本会長)

浄化槽の基準で出てくる水質、水量がこれで、桂川の水量はこれで、結局薄まって、大丈夫という話ですか。

(株環境技術センター 味澤部長)

そのとおりです。

(坂本会長)

次回では、その辺を明確にしていただければと思います。他に御意見ありますか。

(田中委員)

山梨県の環境アセスメント環境影響評価手続きの手引きというものがあります。この28ページに、一応、しっかりと書いてあるので念のために読みますが、「複数案の比較検討は、単に環境保全目標の達成を目指す目標クリア型アセスメントではなく、事業者が実現可能な範囲で環境への影響をできる限り小さくするための措置」ということなのです。さっき当方が申し上げたことと同じことが書いてあるので、よろしくお願いします。

(坂本会長)

こちらに書いてあることも、またそのうちに考えないといけないと思っているので、ちゃんと反映するようなことを、少し考えなければいけないかと思っています。

それから、地下水の取水量等は、どこかに書いてあるのですか。取水した水は、生活排水ではなくて、ごみ処理施設の運営のための水として使うため、それは外に出ていかないということによろしいでしょうか。

(株環境技術センター 味澤部長)

そのとおりです。

(坂本会長)

どのようにして、外に出ないようにするのですか。

(富士・東部広域環境事務組合 滝口参与)

プラント用水を排水処理設備にて、一定の使える水に戻します。その使用先につきましては、焼却炉内等で排ガスの減温処理で使うことと、施設内で再利用水として繰り返し使っていく、というような形を想定しています。

(坂本会長)

わかりました。そうするとやはり蒸気が出ていくから、外へ出ないというように聞こえましたが、それでよろしいですか。

(富士・東部広域環境事務組合 滝口参与)

熱分解といいますか、焼却時に出る高温の排ガスが他の機器に支障を及ぼさないよう、減温塔を通過する際に減温するために使うということです。

(坂本会長)

それは蒸気になって出ていくという考えですね。要するに、地下水に採って使いますが、それは外へ出て行きませんかという説明なのですが、ものがなくなるわけがないので、どうなるかなと思い質問しました。質問の意図はわかりますか。

(株環境技術センター 味澤部長)

はい、おっしゃるとおりです。

(坂本会長)

次回でよろしいので、先ほどの浄化槽からどう出ていくかという話と、地下水から採った水はどこでどのように使ってどうなるかという、水の使用と排水の全体像、ここでは雨水の方は別に出ていますが、それ以外の水について全体像がわかるように説明していただければありがたいと思います。私からそれだけです。

会場の方、よろしいですか。

(後藤委員)

2つあります。1つ目が地盤沈下、2つ目が30ページの造成工事の複数案についてです。

まず地盤沈下ですけれども、地盤沈下の説明で、138ページにW1のボーリング柱状図があります。ここにはシルト層とか粘土層がないので、地盤沈下はないということでしたけれども、詳細報告書(準備書)の612ページに、ボーリング2(の柱状図)がありますが、ボーリング2には、粘土まじり砂礫が、3メートル、7メートルということで約10メートルあります。粘土まじり砂礫にどれぐらい粘土が混ざっているかによって、地盤沈下は起こり得えます。粘土は若干あるような土質だと思うのですが、地盤沈下が完璧にないというのは、もう少し検討された方がいいかなと思いました。まずこの件についていかがでしょうか。

(坂本会長)

今の御意見についていかがでしょう。

(株環境技術センター 味澤部長)

御指摘の趣旨、わかりました。そこについては、現段階では詳細な検討しておりませんので、検討した上で、次回以降にお答えできればと思います。

(後藤委員)

できればボーリング柱状図、W1とW2があるんですけども、詳細報告書にはですね、W1、W2以外にボーリングNo. 123とあるんですけども、このボーリングNo. 123も一緒に提示していただいて、圧密沈下を及ぼすような粘性度、シルト質、土質がないかどうかもあわせて確認いただけたらと思います。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。

(後藤委員)

もう1つが、今日御説明いただいた30ページの造成工事の複数案の箇所です。少し聞き漏らしたかもしれませんが、パターン2とパターン3で何が違うのかがよくわかりませんでした。地質図には主に溶岩

がありますので、溶岩層が2枚、おそらく剣丸尾と、猿橋溶岩かなと思いますが、こういった溶岩の地層構成と砂礫層の地層構成を図で示していただけないでしょうか。この造成工事の複数案で、切土・盛土と地質構成との関係、切盛量、残土の量などを図に示していただき、このパターン1、2、3について分かりやすくご説明いただけないでしょうか。

(坂本会長)

事業者の方、わかりましたか。お願いします。

(株環境技術センター 味澤部長)

パターン2とパターン3の大きな違いといたしますのは、パターン2は、切土を運び出す一方のパターンということです。パターン3は、切土と盛土の調整をとって、できるだけ搬出量が少なくなるような工夫をした場合です。その場合に、地盤の形がそれぞれ違ってくるといったくらいの違いになります。後段の部分については、承知いたしました。

(坂本会長)

後藤委員、それでよろしいですか。

(後藤委員)

パターン2とパターン3は、1階の標高は同じなのですけれども、このパターン3の造成盛土の量が少し増えているということですか。やはり意味がわからないのですけれど、2と3の図はほとんど同じではないですか。パターン2と3はどこが違うのですか。3つのレベルが違うので、できれば同じレベルで並べていただいた方が比較をしやすいのです。パターン2とパターン3、私だけかもしれませんが、もう一度、図で、どこが違うのでしょうか。図は同じではないのでしょうか。

(株環境技術センター 味澤部長)

御指摘のとおり、切土、盛土の調整をして出すということが、必ずしも図に反映できてないというのが、実際のところなんです。この図だけを見ると、その辺の部分は伝わらないかなというのは、感じました。

(後藤委員)

言葉はわかりましたが、それが反映された図になってないということがわかりました。

(株環境技術センター 味澤部長)

そのとおりです。

(後藤委員)

これにより残土量等が全部違ってきますので、できれば図を書かれるのであれば、パターン1、2、3で同じ標高で図を書いて、どこの土量が違うかというのを書かれた方がわかりやすいかと思いました。

先ほど申しましたように、本編に載っている地質断面図も入れていただいて、溶岩はおそらく掘削されないと思いますけれども、どのような地層を掘削して、残土の土量、切土、盛土の土量を示していただければと思います。以上です。

(坂本会長)

はい。それでは、そのようにお願いいたします。他にWeb参加の方大丈夫ですか。

それでは、この前半を一旦終わりにしまして、3時15分まで休憩いたします。後半は生物系が主になるかと思えます。それでは、15分までよろしく申し上げます。

(坂本会長)

それでは後半の審議を再開します。後半は事業者説明資料3（公開資料）を用いた説明で、非公開の部分に含まれないような、公開で話せる動植物等の説明になるかと思えます。それでは、事業者の方、御説明をお願いします。

(株環境技術センター 味澤部長)

御説明差し上げます。事業者説明資料3の内容は御覧のとおりです。

160ページからは日照障害についてお示しします。日照障害の調査は、現地での日影状況の確認と、民家近くでの天空写真の撮影を行いました。

日照障害の方法書からの変更点です。大気質や騒音等と同じ理由から、煙突高さ及び施設配置の複数案を設けて予測を行いました。

163ページに、日照障害の現地調査結果として、天空写真をお示しします。周囲が山に囲まれているため、日の出及び日の入り時には山に日照が遮られる時間帯があります。

164 ページに秋分の日 の時間別日影図を示しました。煙突高さ59メートルでは、民家や農地に煙突の影がかからないことがわかりますが、煙突高さ100メートルでは、一部農地に影がかかることがわかります。煙突の影が通過するのは20分程度と考えられます。

165 ページには、秋分の日 の等時間日影図を示します。3時間以上日影がかかる範囲は対象事業実施区域内に限られることがわかります。日照障害の環境保全目標は、農地への影響を想定して、「水稻減収の損害に係るてん補基準」を参考に、「日影となる時間が3時間以内」としました。

こちらに評価結果を示しました。煙突を100メートルとした場合は、周辺の農地に煙突の影がかかりますが、これは短時間です。秋分の日 に3時間以上の影が生じる範囲も敷地内に限られ、農地に達せず、周辺の農地への影響はないと予測され、環境保全目標を満足するという結果となりました。

168 ページから陸上植物についてお話します。植物については、周辺200メートルの範囲で調査を行いました。調査時期は、調査年度の季節の進み具合を踏まえて、各季節で効果的に調査ができる時期を選んで調査を行いました。

170 ページを御覧ください。陸上植物の分類群の確認種数は御覧のとおりです。里地と里山の植物が多く見られており、水田や湿地周辺には湿性植物が、畑周辺にはいわゆる雑草種群落が見られました。外来種も多く見られ、特定外来種も確認されました。桂川の東側では、森林性植物が多く見られました。

現地調査により作成した現存植生図を示します。対象事業実施区域とその西側には水田等の耕作地が広がっていますが、耕作放棄地では水がなく、乾燥した路傍・空地雑草群落も見られました。高速道路や高速道路に接続する道等の人工構造物も広い範囲を占めています。桂川の東側の山地はスギやヒノキの植林が広がっており、アカマツ群落は、松枯れにより尾根部に残るのみです。桂川沿いにはケヤキ群落が見られます。森林の臨床はニホンジカの食害により、下層植生は非常に貧弱でした。

なお、以降の予測結果、評価結果については、非公開部分で御説明差し上げます。

172 ページから陸上動物についてお話します。方法書のとおり、一般の動物については周辺200メートルの範囲で調査し、猛禽類については周辺1キロの範囲で、2年間にわたり調査をしました。猛禽類については、対象事業実施区域南側から、北東側の林地にかけて見渡せて、

かつ西側の行動も追跡しやすい場所に調査定点を設けました。調査時期は、調査年度の季節の進み具合を踏まえて、各季節で効果的に調査ができる時期を選んで調査しました。

177ページに陸上動物の調査結果の概要を示します。確認種等の数が多いため、詳細は準備書を御覧いただければと思います。なお、以降の予測結果や評価結果については非公開部分で御説明申し上げます。

178ページから、水生生物についてお話しします。水生生物については、桂川の上流と下流、湿地と湧水で調査しました。調査時期も同様に各季節で効果的に調査ができる時期を選んで調査しました。

181ページと182ページに、方法書からの変更点を示しました。施設の存在に伴う雨水排水は桂川に放流しますが、水質汚濁や水象の部分で見ていただいたように、周辺の水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性は低いため、環境影響評価項目としては取り上げませんでした。また、水象の部分で見ていただいたように、施設の稼働に伴う地下水の取水により湧水への影響が生じる可能性が低いため、施設の稼働の影響については簡略化しました。水生生物の調査結果の概要を示します。確認種数等の数が多いため、詳細は準備書を御覧いただければと思います。なお、以降の予測結果、評価結果については、非公開部分で御説明します。

184ページに環境保全措置として行う、生息環境の整備の内容を示しましたが、こちらも詳しくは非公開部分で御説明します。

185ページからは生態系についてです。調査地点等は、陸上植物、陸上動物、水生生物に準じます。186ページには、生態系の現地調査結果の概要を簡単にお示しました。

187ページは、現地調査結果をもとに作成した生態系の模式図になります。対象事業実施区域は、耕作しなくなった農地が草地環境を作っており、東側には桂川と山地森林が、西側には高速道路等の人工構造物と集落、農地が存在している里地・里山の環境となっています。

188ページには食物連鎖の模式図を示しました。耕作地や湿地・水田、ススキ草地、河川の水域、広葉樹林や針葉樹林を横断して、様々な構成員による里地・里山の生態系が構成されていると考えます。

189ページに、上位性の注目種として、表に示す候補を挙げました。現地調査で確認された種から、比較的頻度が高く確認された上位捕食者を選定しました。候補のうちから、チョウゲンボウを上位種の注目種として選定しました。市街地と農耕地、里山が隣接する地域を横断的に利用し、対象事業実施区域を餌場とするなど、繋がりが深く、確認例が多

く、調査データが豊富なことが理由です。

191ページには典型性の注目種の候補を示しました。現地調査で確認された種から、比較的頻度が高く確認された里地・里山や草地環境に典型的な種を挙げました。候補のうちから典型性の注目種としてアカネズミを選定しました。農地や里山等に広く分布し、上位性の典型種の餌ともなり、確認例が多く調査データが豊富なことが理由です。なお、対象事業、事業実施区域では特殊な環境は存在しないため、特殊性の注目種は挙げませんでした。

193ページに生態系の予測結果を示しました。直接的改変により、オニグルミ群落、ススキ群団、放棄水田雑草群落等の計3.22haが消失することとなります。

上位性の注目種であるチョウゲンボウの予測結果を示します。対象事業実施区域は草地環境であり、チョウゲンボウの良好な採餌場となっていると考えられるため、改変されることにより、対象事業実施区域の外側での餌生物に対するチョウゲンボウの捕食圧が高くなると考えられます。しかし、周辺の餌生物の個体数が減少することにより、捕獲の難易度も上がりますので、地域の個体群が失われることまではないと考えられます。

典型性の注目種であるアカネズミの予測結果を示します。対象事業実施区域の生息環境が失われることにより、一時的に周辺の餌資源を巡る競争が高まる可能性があります。長期的には落ち着くものと考えられます。以上のように、上位性、典型性の観点から、影響は小さいものであると予測しました。

生態系の環境保全目標は、「地域を特徴づける生態系の構成員や食物連鎖の状況に変化を及ぼさないこと」としました。

197ページに、生態系の環境保全措置の検討結果をお示します。対象事業実施区域内の造成が不可欠であるため、回避や最小化に該当する措置はないと考えられました。代償措置として、計画施設の敷地内に、湿地環境を含む草地環境を創出して、少しでも地域生態系を代償することが考えられました。

198ページには、生態系の評価の結果をごく簡単に示します。生態系の影響を検討した結果、影響は小さいものの、あると予測されましたが、生態系の構成員や食物連鎖の状況には変化がないと考えられ、環境保全目標を満足する結果となりました。チョウゲンボウについては、行動圏解析を行い、影響は小さいと予測しましたが、不確実性があるため、事後調査を実施します。

199ページからは、景観・風景についてです。代表的な日常景観や眺望景観として、5地点を選定し、移動中の景観であるシーケンス景観として、中央高速道路の上り線と下り線を調査予測地点としました。西桂町の忠魂碑展望台と三つ峠山荘テラスは図に入りきっておりませんが、御了承ください。

201ページに、方法書からの変更点を示しました。景観については、煙突高さ、施設配置及び色彩についての複数案を設けて予測を行いました。

202ページは、現地調査結果の概要を示しています。

203ページに、景観の予測パターンを示します。準備書本編には全部の予測結果を掲載していませんが、資料編には掲載しています。

204ページと205ページは、予測地点ごとの予測結果の概要です。

206ページに、日常景観の予測結果の例を示します。これは富士見台中学校からの予測結果になりますが、施設配置による違いをお示ししています。煙突高さ59メートルで無彩色の場合を示していますが、敷地内の動線の関係で、合棟の場合には煙突位置が北側に寄り、別棟の場合には煙突位置が東側に寄ると想定されます。このため、別棟案では、煙突が東の山側に寄り、合棟案と比較して煙突が周囲から視認しにくいいため、景観に対する影響はより小さくなると予測されます。また、煙突が東側に寄るほど、煙突突端がスカイラインから離れる場合が多くなるため、目立ちにくくなると考えられます。

こちらは煙突高さによる違いを示しました。この写真は、合棟案で、無彩色の場合です。煙突高さ100メートルでは、煙突突端がスカイラインを超えるため、目立つことがわかります。

施設配置については、別棟案は煙突が東側に位置するため、景観に対する影響は、より小さくなると予測されました。こちらの写真を見ていただきますと、別棟案の方は、煙突がわずかに見えるだけとなっています。

煙突高さについては、煙突高さが59メートルよりも100メートルの場合の方が目立ち、煙突上端が山の稜線を超える範囲が広がるため、景観に対する影響は比較的大きくなると予測されました。

こちらは、合棟の施設配置の場合です。こちらが別棟の施設配置の場合です。

中央自動車道上り線の予測結果のうち、色彩による違いを示しました。別棟の施設配置で、煙突高さ59メートルの場合を示しています。予測では、目立ちやすい色を想定して、各色について、明度の高い色、薄い

色を想定しました。

212ページに景観の環境保全目標を示しました。表に示した4つの指針や計画との比較に基づいて、「周辺の環境との調和が図られていること」としました。

213ページには景観の環境保全措置を示しました。景観については、回避策や代償措置は想定されないため、最小化の措置が考えられます。景観に直接関係する建屋の設計等については、工事施工事業者の提案となるため、優れた提案を選定する仕組みを設けるとともに、景観への影響が最小化されるよう設計協議を行う仕組みを設けることとしました。

214ページでは景観の評価の結果です。予測の結果、煙突の位置が東の山側に位置する別棟案の方が目立ちにくく、煙突高さは低い方が目立ちにくいこと、色彩については、色の系統による印象が違うこと、シーケンス景観においても富士山の景観を阻害しないことがわかりました。これらの傾向を踏まえて、計画施設が周辺の景観と調和するよう、環境配慮事項として煙突の色彩・形状及び位置を工夫し、建物の基調色についても配慮を行うこととします。

保全措置により、施設の存在による環境への影響については、実行可能な範囲内で配慮が行われると評価しました。なお、事後調査として、環境保全措置として行う景観との調和を図るプロセスの実施状況について確認する計画です。

216ページからはシーケンス景観の補足になります。

219ページからは、人と自然との触れ合い活動の場についてお示します。対象事業実施区域の下流側の桂川を調査・予測範囲とし、現地調査では、調査範囲を巡回して、川周辺の利用内容と人数を確認しました。桂川は、溪流釣りのスポットとしてよく知られていますが、調査でも多くの方が釣りに利用していることが確認できました。また、散策やウォーキング、水遊びにも利用されていました。

221ページに調査結果の概要を示しました。桂川沿いの遊歩道の散策や、桂川公園のグループでの利用がみられ、地元の方に親しまれていることがわかりました。

222ページに、利用者数の調査結果を示しました。それぞれ2時間に1回調査をしたうちの最大の人数を示していますが、釣りの方は長時間河川に滞在するため、延べ人数としてはこれよりも多い状況となります。

223ページに予測結果を示します。桂川下流の利用に対しては、工事中の濁水が河川に流入して水質の悪化を招くことによる影響が懸念

されましたが、水質汚濁の部分で見ていただいたとおり、工事中の大雨時でも、桂川の浮遊物質の濃度をほとんど上昇させないと予測されたため、人と自然との触れ合い活動の場への影響はないと予測されました。

224ページには環境保全目標を示しました。目標設定は難しいところですが、「工事期間中に濁水の流入による苦情が発生しないこと。」としました。

225ページが評価の結果です。水質汚濁と水象の部分で御説明したように、桂川の水質や流量への影響はほぼないため、人と自然との触れ合い活動の場への影響はなく、環境保全目標を満足するという結果です。

226ページからは廃棄物・発生土についてです。予測は、建設発生土の量と伐採に伴い発生する木・枝の量、建設廃棄物の量の3つについて行いました。建設発生土の量は表のとおりです。造成工事のパターンにより、余剰の土砂を搬出する場合と、不足する土砂を搬入する場合があります。発生土の量は大きな差があります。伐採に伴い発生する木・枝の量は、対象事業実施区域内の森林を残置するため、ゼロとしました。

造成工事についての3つのパターンの複数案はこちらになります。先ほど御説明したとおりです。ちなみに、先ほど少し御説明が漏れてしまいましたが、このパターン2とパターン3の違いについて、造成盛土部分が、パターン3の方で少し多くなっているというところが、図上での違いです。

229ページには建設廃棄物の発生量の予測結果を示しています。想定される延べ床面積に、建築廃棄物の種類別の発生原単位を乗じて算出しました。施設配置案では、別棟の方は建物が分かれている分、やや建設廃棄物の量が多くなる予測結果となりました。再資源化率を考慮すると、資源化されない建設廃棄物の量は大きく減りますので、合棟と別棟の廃棄物の量の差は小さくなります。

231ページには施設稼働時の廃棄物の発生量を示しました。焼却施設から発生する焼却灰と飛灰処理物は適正に処分されます。

廃棄物発生土の環境保全目標は、232ページと233ページのとおりです。建設発生土については、「可能な限りその量が最小化され、再利用されていること」としました。

234ページに、廃棄物発生土の評価の結果をお示しします。工事では、建設リサイクル法に基づいて、廃棄物の再資源化、有効利用を実施し、施設稼働時は、ごみの減量化を推進し、焼却灰等の発生量を最小化します。これらの環境配慮事項により、廃棄物や発生土の排出量が削減され、環境保全目標を満足するという評価です。

235 ページからは、大気汚染物質水質汚濁物質の説明です。大気汚染物質については、焼却施設からの排ガスの諸元をもとに、水質汚濁物質については、浄化槽の放流水の量と濃度をもとに、1日当たりの排出量を算出しました。

237 ページは、大気汚染物質の予測結果です。表中の「削減量」というのは、法律に基づく排出基準の上限の濃度で排出した場合に対して、計画施設の公害防止基準で排出した場合の大気汚染物質の排出削減量を1日当たりで示したものです。

238 ページは水質汚濁物質の予測結果です。

大気汚染物質及び水質汚濁物質の環境保全目標は、排出濃度として設定し、「法令等の規制値と同等か、さらに厳しい公害防止基準を遵守すること」としました。

240 ページは大気汚染物質の環境保全措置です。大気汚染物質については、排出が避けられないため、回避策はなく、最小化の措置になります。排ガス中の物質の濃度が目標値を超過しないよう、十分な安全マージンを確保して運転することとしました。

241 ページに評価の結果を示します。排ガス対策等の環境配慮事項の実施により、排ガス中の大気汚染物質の排出量は低減されます。合併浄化槽の適切な管理と排水の定期的な測定により、水質汚濁物質の排出量は低減されるため、環境保全目標を満足するという結果です。

242 ページからは、温室効果ガス等です。使用した係数等を244 ページまでお示ししています。

245 ページは、工事中の温室効果ガスの排出量の予測結果です。造成工事のパターンにより、土砂の運搬量が異なるため、温室効果ガスの排出量に差が出ます。土砂の運搬車両の通行台数が最大となるパターン1で、排出量が最も多くなり、切土・盛土のバランスを取って運搬量を少なくするパターン3で排出量が最も少なくなります。

246 ページには、施設稼働後の温室効果ガスの排出量の予測結果をお示ししています。温室効果ガスの排出量が大きなのは、プラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素の発生量で、それに次いで廃棄物運搬車両の走行に伴う二酸化炭素の発生量が多くなっています。計画施設では、ごみ焼却による熱を利用して発電を行います。得られた電気を場内で利用するため、その分、外部から購入する電気が少なくなり、二酸化炭素の排出量は少なくなっています。温室効果ガスの排出量は、ごみの排出量を削減すること、プラスチック類を焼却せずにできるだけ資源化することにより低減されることとなります。

247ページには、電力の外部供給による温室効果ガスの削減貢献量を示しました。計画施設では、ごみの焼却による熱を利用して発電を行い、場内で利用するとともに系統連系によって外部に供給する計画であるため、その分、他所での温室効果ガスの排出削減に貢献することとなります。

248ページは温室効果ガスの評価の結果です。廃棄物発生土でも御説明したように、土砂の運搬量を最小化する方針であり、工事中の運搬車両からの温室効果ガスの排出を低減します。また、施設稼働後は、焼却の熱を用いた発電を行い、施設で使用した余剰分を外部に供給することで、温室効果ガスの排出量の削減に貢献します。

249ページからは、地域交通です。工事中や施設供用時に、交通状況への影響が心配される箇所を調査・予測地点としました。251ページと252ページに地域交通の現地調査結果を示しました。

253ページを御覧ください。地域交通No.1は、県道718号に、市道小明見上暮地線が突き当たる三叉路になっています。市道から県道に進入する車両の滞留長は、平日の7時台が最長で70メートルでした。通勤車両がメインとなっています。市道から県道に進入する車両は一時停止して、県道の交通流が途切れるのを待つため、優先道路である県道の交通量が多いときには、市道側にはしばしば数台程度の滞留が起きます。滞留の最後尾の車両が交差点に進入するまでにかかる時間は、数分程度であり、交通量は概ね円滑でした。なお、この時間帯は、現在の富士吉田市環境美化センターへの廃棄物運搬車両は通行していません。

254ページには、地域交通No.2の状況を示しています。県道718号に、町道池ノ頭線が突き当たる三叉路となっています。町道から県道に進入する車両の滞留長は、休日の13時台で最長で30メートルでしたが、交通流は概ね円滑でした。なお、こちらの場合も、休日であるため、廃棄物運搬車両は通行していません。

工事中の資機材運搬車両の走行による交通渋滞の予測結果です。いずれの予測地点でも、著しい渋滞は発生しないものと予測しました。「交通需要」が「交通容量」を上回ると渋滞が発生しやすくなりますが、現状ではNo.1の平日7時台、17時台のみです。この時間帯に工事関係で市道を通る車両というのは、通勤車両の各30台程度と想定しており、現状と大きな変化がないことから、滞留長が大幅に伸びることはないと考えられます。

工事中の資機材運搬車両の走行による歩行者への影響の予測結果です。著しい渋滞は発生しないため、それによる交通事故のリスクを高め

ることはないと考えられます。存在・供用時の廃棄物運搬車両の走行についても、著しい渋滞は発生せず、平日7時台と17時台は廃棄物運搬車両が走行しないため、滞留長が延びることはないと考えられます。存在・供用時の廃棄物運搬車両の走行についても、交通事故のリスクを高めることはないと予測します。

地域交通の環境保全目標は御覧のとおりです。評価の結果です。環境配慮事項の実施により、車両の通行時間帯を分散させ、極力住宅地等を通らないようにすることで、交通渋滞を防止し、通勤・通学等の交通事故のリスクを高めることはないため、環境保全目標を満足する結果となりました。各環境影響評価項目の評価の結果の説明は以上になります。

261ページを御覧ください。複数案に関する評価結果を御説明します。造成工事のパターンに関する複数案の検討の結果、土砂の搬入・搬出量が少ないほど、環境影響が少ないことから、工事施工事業者に対して、極力、土砂の搬入搬送が少なくなるような造成の設計や工法を誘導することとします。煙突高さに関する複数案の検討の結果、煙突が高いほど大気質への影響は小さくなるものの、その効果は比較的小さいことがわかりました。対して、景観や日照阻害については、煙突が高いほど大きな影響が出ることから、煙突高さ59メートルを基本とすることで、総合的な環境影響を最小化することとしています。

施設の配置に関する複数案の検討の結果、騒音・振動については、大きな差がなく、煙突が東側になるほど目立ちにくくなるため、煙突をできるだけ東側に配置することを仕様書に明記することで、総合的な環境影響を最小化します。施設の色に関する複数案の検討の結果、際立って影響が大きい色はありませんでしたが、工事施工事業者に完成予想パース図を提出させて、事業者の選定の要素の1つとします。また、設計に関しては、景観への影響が最小化されるよう協議を行うことで、総合的な環境影響を最小化します。以上で、事業者説明資料3の説明を終わります。

(坂本会長)

ありがとうございました。動植物と日照、それから景観等について御説明いただきました。動植物については、後程の非公開の部分で詳しく説明があるものが多いように思いました。

それではここまでの公開部分について、御意見ある方いらっしゃいますか。まず会場からお願いします。石井委員お願いします。

(石井委員)

本日の説明資料の範囲だけで、質問させていただき、もし実際の準備書等を書いてあるのであれば、そのように答えていただければ結構です。冒頭から田中委員が言われているように、何を複数案とするのかというのが、景観についても特に気になりました。

まず、「何が見えているか」という話はされているのですが、「どう見えるのか」という話がないのです。それから、「どのような問題が起こるか」ということを想定しているのかということもあまりはつきりされていません。「このようなことが起こるだろう」と、「このようなことを考えなければいけないのだろう」ということがあって、それに対して、「どのような対応があるのか」というのがあり、さらにそれらの中から、「この場所で技術的な可能な選択肢はこれぐらいあるだろう」というのがあって、初めて選択肢というものができると思います。そのことはすべて、「最終的に受注者、事業者がやるからわからない」と書かれていますけれども、技術的な幅はおそらくそこまでに広くはないので、その想定できる技術的なレベルの中で、「これぐらいは現段階では考えられるだろう」というところから、何か始めなければいけないところが、説明としては足りてないような気がするのです。

そうすると、今回示されている複数案、とはいってしましても、それほど多い案にはなっていないですけれども、それらが本当に十分なのか。先ほどの説明だと、「一番きついただろうというところで両方クリアしてれば、他のバリエーションはクリアするのではないか」という話なのですが、特に、景観についてはそうではないです。

例えば、建物が、今回、代表的な例を、例として示していただいているにもかかわらず、横で見ている部分というものが1個も出てきてないので、そこはどうしたのだろうというのがあります。例えば、この施設について一番影響が考えられるのは、前回も同じ話していると思いますが、これから富士山に行くことを楽しみにしている人が、(向かう道の途中で)なんだこれはという建物が脇にあるというのは、すごい興ざめになると思うのです。この辺りの位置はもう富士山が見えている段階でありますから。それに対してどういうことができるのかということについての議論が全くないのです。

それが、「何が見えているのか」ということと、「どう見えているのか」ということの差の部分のところなので、何かそこまでいろいろ考えていただきたい。

それと、今回59メートルと100メートルを比較されていますが、

59メートルというのはこれ航空灯の問題ですよ。その話もないので、なぜ59メートルなのかということは、前回（方法書のときに）説明があったのか、もしかしたらあったのかもしれませんが、その辺の根拠づけ、なぜそうしているのかという話であるとか、建物の色に関しても、薄い色しかやってなくて、なぜ濃い色をやらないのかとかということがあったりして、もう少し丁寧にやるべきではないかというように感じます。

それと、213ページのところに、効果の不確実性のところで、「よりよい設計を採用することから効果の不確実性は小さいと考えられる」と書いてありますけれども、他の分野わかりませんが、少なくとも景観については、誰がこれを判断しているのか、誰が関わっているのかによって、不確実性が非常に大きいので、このようには書けないのではないかと。もしこのように書くのであれば、「そのプロセスにどういう人がどうように関わるか」というところまで具体的に示して、初めて「不確実性は少ない」というように書いたほうがいいのではないかと考えますので、何かお考えがあればお答えいただきたいのですが、とりあえず意見という形でお話しました。

（坂本会長）

今の御意見について事業者の方が何かコメントがございましたらお願いいたします。複数案については、影響がありそうなところに絞って、そこから、複数案を考えるということでしょうか。

（石井委員）

例えば、建物のインパクトをどのように小さくするか、というやり方の中に、建物の表面を面分割するとか、手前に植栽を植えるなど、色々なやり方があるのですが、そういう話が全く出てきていません。そのようなことを言っています。

（坂本会長）

では事業者の方、コメント、御返答がありましたらお願いします。

（株環境技術センター 味澤部長）

幾つもの大事な御指摘いただきまして、ありがとうございます。この場で少し答えられる部分だけ簡単に御説明差し上げます。

まず、富士山の景観を阻害するかしないかというのは、シークエンス

景観の中で、フォトモンタージュの予測を行ってござりまして、新施設は、今の施設（富士吉田市環境美化センター）より、施設自体がずっと東側に寄るものですから、富士山の景観を阻害しないと、という結論に達しています。それが1点です。

それから複数案に関する施設配置なのですけれども、御指摘のありましたように、この規模の焼却施設は大体大きさがこのくらい、高さがこのくらい、施設に必要な面積がこのくらいというのは大体決まって参ります。それらの中で、施設配置を入れ替えて成立するだろう2案の施設配置案に絞り込んだという経緯があります。別棟と合棟の案というのはその2つを示しています。先ほどお話がありました、例えば、面を分割するとか、施設の色をうまく配置して目立ちにくくするとか、そういったものについては、基本的には事業者（工事施工業者）さんの提案になってくるものですから、その辺を最も良いものを採用するというふう考えるしか、今のところないのかなという形で進めております。例えば、こういう例がありますということでお示しすることは、できなくはないのですけれども、それが、事業者（工事施工業者）さんの提案の阻害になってはいけないという懸念もあるので、その辺はフラットな形にしてお示ししていると、今の状況はそのような状況です。以上です。

（坂本会長）

石井委員、何かありますか。

（石井委員）

最初の方のお答えは、「富士山と建物が直接的に、見え隠れしているかどうか」というのではなくて、「富士山を見に行く途中にあるものとして、どのように評価するかを検討してください」、ということなので、少しニュアンスが違います。そこら辺も、富士山を見に行く途中で見える風景として、それがいいのかどうかということも少し考えてもらいたい。

最後のところは、結局、事業者（工事施工業者）が何か検討するとすれば、おそらく一般的に考えると、いろんな事例を調べてきて、その中から自分たちができそうなものを選ぶということになるわけなので、あらかじめ「いくつかの案で、過去にはこのようにやっている」ということ自体は、示しても、事業者（工事施工業者）の検討内容を束縛することにはならないと思います。逆に、それで束縛されるような事業者（工事施工業者）であると、ろくな案はできないというように考えたほうがいいのではないかと思うので、あらかじめ、「少なくとも過去にはこれ

ぐらいやって、それぞれこれこのような効果が見られます」というぐらいの資料は、やはり提示したほうがいいのではないかと個人的には思います。以上です。

(坂本会長)

今までのこういう審議案件でも、先ほどの(石井委員のおっしゃった)建物の表面を面分割するとか、手前に植栽を植えるなどのことは、この段階で示してもらってやっていたことが多いので、その部分も含めて、事業者(工事施工業者)の提案に任せるとするのは、少し、何もしなすぎることかなという気がします。

それと、細かい話は、知事意見に書くのであれば、もっと細かくこうしてくださいというふうに表現できると思いますので、その場合は参考にさせていただければと思います。

会場の方がいかがですか。小林先生、公開部分についてお願いします。後ほど、また非公開の話はします。

(小林(富)委員)

少し細かいことで申し訳ないのですが、(準備書の)8-435ページから用いられている群落名について、ケヤキ群落とかアカマツ群落、あるいはススキは群団と書いてあります。水田雑草群落、放棄水田雑草群落という、この群落名を使用した理由とといいますか、この名称を用いた根拠又は出典についてお聞かせください。

(株環境技術センター 味澤部長)

申し訳ございません、今この場で即答ができないものですから、持ち帰らせていただいて、後日、御回答にさせていただきます。

(坂本会長)

質問の意図はわかりますか。

(株環境技術センター 味澤部長)

はい、わかりました。

(坂本会長)

群落名がはっきりしていないものまで含めて、「○○群落」と書き過ぎているのではないかということなので、明確にしてください。他にいか

がでしょうか。佐藤委員。

(佐藤委員)

今説明いただいた(事業者説明資料3の)172ページに調査方法のところに、調査範囲で「周辺1kmの範囲」とありますけれども、これはどういう基準で決めたのですか。何か基準があって1キロメートルなのですか。

(株環境技術センター 味澤部長)

特別、何かの基準というわけではないのですけれども、今までの調査を行ってきた経験的なところからであるのと、他の環境影響評価の調査事例を見ながら、1キロメートルぐらいが妥当だろうということで設定しました。

(佐藤委員)

わかりました。細かいことで申し訳ないのですけれども、国土地理院の地図に照らし合わせると、この直径は2.4キロメートルぐらいあります。片側1キロメートルになっていなくて、片側1,200メートルぐらいになっているので、その辺に少し、違和感もあるな、というように思います。

それと、もう1点続けてですが、生態系のところで187ページの模式図以降ですけれども、ここで最終的に(上位種の)注目種選定結果でチョウゲンボウとしていますけれども、このエリアは、直径2キロメートルと考えると、西側半分は市街地であり、中央高速道路を挟んで、東側はもう山林なのです。そこをちょうど桂川が流れているわけですが、事業地は市街地側にあるわけですね。環境的に余りにもギャップがありすぎて、これを一緒にくたにして、注目種がチョウゲンボウであるというのはどうなのかと。チョウゲンボウは生態的には、山林では暮らさないで、基本的に事業地より市街地側でしか生息しない鳥類ですので、2キロメートルでやると煩雑すぎて、一応、考えとしては、桂川を境に余りにも環境が違うので、これはやはり、事業地である西側と、桂川の東側とで2つに分けて、最初に話をして、そして事業地側の代表種としてチョウゲンボウを挙げるといふことであればわかります。もし山林側も入れるのであれば、代表種はチョウゲンボウではなく、ノスリとか、クマタカとか、そういったものになるでしょう。夜の鳥であれば、フクロウが入ってくる、ということで、大分意味が違うので、ここはも

う少しわかりやすく、整理していただきたいと感じました。

それと、言葉（説明文）について、194ページからのチョウゲンボウの説明で、昆虫類の説明の3行目に「個体数の減少により捕獲の難易度が上がるため」というのは、少し読んでみても、何のことを説明しているのかな、というのが少しわからないのですけれど、御説明いただけますか。

（㈱環境技術センター 味澤部長）

最後にいただいた御質問についてお答えしますと、対象事業実施区域が改変されますので、そこが餌場ではなくなります。その分、チョウゲンボウの餌場の確保が必要になるということになると思います。今、草地の環境なのでチョウゲンボウにとっては非常に有効な餌場になっているとは思いますが、その分、餌を確保するために、その周辺の地域で餌を採ることが多くなって、そこにいる餌生物に対する脅威が大きくなると思います。そういう意味でございます。そこから先に、脅威は大きくなるのだけれども、そのことによって例えば、地域個体群が消えてしまう、なくなってしまうとか、そこまでの影響はないのではないかと。つまり、個体数が減っていくと、チョウゲンボウも（餌を）見つけにくくなるので、地域個体群が絶滅するところまではいかないのではないかと説明になっています。

（佐藤委員）

「地域個体群」というのは、昆虫の地域個体群という意味でよろしいのですか。

（㈱環境技術センター 味澤部長）

はい。その場にいる昆虫相です。

（佐藤委員）

生態学の教科書で、こういう表現は聞いたことはないのです。当然、事業者がその土地を3ヘクタール奪ってしまっ、ビルを建ててしまうわけですから、そこにいた生き物は全部外側逃げ出すか、工事のときに死滅するかどちらかですよね。当然、それは外側に対して影響があるわけですし、そこをもう少ししっかりと、生態系のルールに基づいて説明されるならわかりますけれども、この説明は相当乱暴な説明です。

そうすると、チョウゲンボウはどこに行けばいいのかという、何かわかりませんが、妙なストーリーの後に、表下の両生類・爬虫類もそうで

すけれども、皆妙な言葉の展開になっていて、このような説明は、普通、あまり目にしない説明です。

事業者さんが、その3ヘクタールなり、4ヘクタールの土地を奪ってしまった結果、こういうことが起こりますよ、ということですよ。言葉で言うと、被害です。被害が起こるわけで、「被害が起こります」と書いてあるならわかりますけれど、この回りくどい言い方は一体何のことでしょう、と思いました。

当然、追い出された昆虫にしても、両生類・爬虫類、鳥類、哺乳類にしても、皆外側に行って、外側で生態系の大きな攪乱が起こります、というのが正しい言葉です。その攪乱の結果、数年後に、誰かが勝者となって落ち着くのだとは思いますが、そこは予測できない。もしやるのであれば、この事業の中で予測をやるべきです。ここから追い出されたアカネズミはどこに行って、どうするのか。例えば、「工事によってアカネズミが死亡しない、外へ出る、そして畑を荒らして、農家の畑に大きな被害が出るのが予想されます」ということであればわかります。事業により改変するということは、そういうことではないのですか。従って、この言葉の説明は、とても違和感があり、誰のことを擁護してこれを書いているのかという、実に妙な言葉だと思いますので、少し再考していただいたほうがよろしいかと思います。

(株環境技術センター 味澤部長)

おっしゃることの内容を理解しました。

(坂本会長)

他に、先ほどの、(生態系の指標種に関して) 東側と西側で(分けるべき)という話は、知事意見とするものだと思っています。個人的には、もうあらかじめそのつもりで作業などを始めたほうがいいのか、という気がします。

北原委員お願いします。

(北原委員)

御説明ありがとうございました。おそらく、非公開の方で詳しく御説明していただけたと思うのですが、事業者説明資料3(公開資料)の184ページに、既に出ていますので、そこで少し気になったことがありました。植物、動物、水生生物の環境保全措置として、創出する場所をお作りになるということなのですが、ここに7つほど項目で、やること

が書かれているのですが、この創出する場所は、現状どうなっているのかということ、詳しく御説明いただきたいということと、ここにある7つの項目の全てを、現状の環境に新しく、新たに作るのかどうか。そのことの御説明をお願いしたいと思います。

この環境保全措置の目標が、「保全対象種すべての生育、生息が確認され維持される」、それから、「保全対象種の湿地の生物群集や生態系が維持される」ということが目標ですよね。おそらく、この創出環境に、この目標を持ってきた場合、これは短期間では、絶対に、この目標を達成するのは難しいと思います。それで、この目標の達成基準はもちろんここで示された達成基準なのですが、どういうロードマップ（時系列計画、道程）なのかをお示し頂きたいと思います。おそらく長期になると思います。その長期にわたるこの目標達成をどのようにやっていくのか、そこをお示しいただきたいということです。

また、評価をどうするのか、その辺のこともお聞きしたいということです。それから、佐藤委員のお話にも出てきましたが、この創出環境をなるべく広く取るということですが、たかが200平方メートル。この中に、先ほどの猛禽類の地域生態系も維持させて、そして餌環境も維持させる、ということを行っているわけですが、事業で改変する面積は3ヘクタールであり、（創出環境は、）そのうちの200平方メートル。ここに果たして、そのローカルの生態系を復元できるのかどうかといった実現可能性の問題、その辺のことも、御説明願えればと思います。

（坂本会長）

公開部分で話せることありますか。非公開の部分で説明されますか。

（株環境技術センター 味澤部長）

おっしゃるとおり、非公開部分の方で御説明させていただいたほうがよろしいかと思います。

（坂本会長）

非公開の説明の際には、今の御質問に対する回答も含めて、お願いできればと思います。

他の委員はよろしいでしょうか。

（芹澤委員）

事業者説明資料3の170ページの表について、おそらく間違ってい

と思うのですが、なぜかという、大葉シダが、対象事業実施区域内に48種いて、対象事業実施区域外に44種いて、全体が47種にはならないのではないですか。これは48種ではないですか。表のその下の裸子植物は、対象事業実施区域内に9種いて、対象事業区域外が8種いて、全体が11種になるということは、共通してない種類がいるというふうにみてとれるのですが、表の一番下の合計が、対象事業実施区域内が570種、対象事業実施区域外が513種で、全体で570種ということは、これを一見すると、事業実施区域内の多様性が非常に高く、事業実施区域外よりも圧倒的に高い多様性のある場所を（事業の実施により）を失くすというように見えます。

表が間違っているということはあるのですが、これを一見すると、そのように受け取られる表なのですが。面積としては、この2ページ前の168ページの図を見ると、調査範囲はその事業実施区域内のほうが狭い面積に見えるのですが、広い面積を見て、その方が（狭い場所よりも種数が）少ないというのは、普通は考えにくいのですけれど、これは、（表の「対象事業実施区域内」と「対象事業実施区域外」が）逆ということはないですか。

（坂本会長）

表の御説明をお願いします。

（株環境技術センター 味澤部長）

先ほどのシダ類の数字は、おそらく誤りだと思います。それについて確認をいたします。全部の集計とその面積との関連についても、再度確認いたしまして、次回以降お答え差し上げるようにいたします。申し訳ございません。

（坂本会長）

これについては、また次回以降に新たな表が出てくるということですね。

（株環境技術センター 味澤部長）

そのとおりです。

（坂本会長）

よろしいでしょうか。他に御質問、御意見ございますか。

(湯本委員)

この保護対策（環境保全措置）もそうですけれども、水生生物の調査対象に、両生類が入っていません。おそらく、山梨県のレッドデータなどから重要種を拾っていらっしゃると思いますが、この地域でモリアオガエルやシュレーゲルアオガエルが確認されるということは、周りの状況から考えてみると、産卵場所がなくて、そこへ集中して出てきたとも考えられます。そこがなくなるということは、おそらく次の保護対策（環境保全措置）の中で、少し配慮をしていただければ、そこ（創出環境）に移っていくということも考えられます。この「保護種だけ」という狭い保護対策（環境保全措置）だけではなくて、やはりもう少し広い保護対策（環境保全措置）をすることが必要ではないかと思いました。

(坂本会長)

今の御意見について、今の段階でお答えできることがあったらお願いします。

(株環境技術センター 味澤部長)

御意見に対するお答えというわけではないのですが、おっしゃることはわかりました。ありがとうございます。

(坂本会長)

ありがとうございます。他にありますでしょうか。なければ、5分ほど休憩しまして、16時20分から、最後の非公開の部分を始めたいと思います。非公開の部分については報道関係、一般の傍聴人の方は、申し訳ありませんが、別の場所で待機いただきたいと思います。それでは、それが終わった後、16時20分を目処に再開したいと思います。

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

(坂本会長)

それでは、最後に事務局をお願いします。

(事務局 有泉課長補佐)

事務局より今後についてご説明させていただきます。本日の冒頭にご説明したとおり、次回の審議会では、知事意見の素案作成に向けた意見の整理についてご審議いただきたいと考えておりますが、正しく皆様のご意見や事業者の受け答え、事業者の考えを反映させるため、まずは事務局にて本日の議事録を作成し、皆様にメールにてお送りいたしますので、議事録が届きましたら、ご自身の発言について、誤りがないか、ご確認いただけますようお願いいたします。

また、追加のご意見・ご質問がございましたら、一週間後の4月20日(月)頃をめぐりに、事務局あてに、ベタうちでかまいませんので、メールにて送付をお願いします。事務局では、皆様からの追加のご意見・ご質問に加え、本日、欠席された委員からのご意見・ご質問をとりまとめ、事業者にお送りしますので、事業者におかれましては、それら意見・質問について、回答の作成をお願いします。県では、委員の皆様からの意見や事業者からの回答を踏まえ、知事意見の素案を作成し、次回審議会にて、お示しさせていただきます。

なお、次回審議会は5月下旬を予定しておりますが、正式な場所や日程は、後日、通知させていただきますので、開催通知が届きましたら、出欠について回答いただけますようお願いいたします。事務局からは以上です。

(司会 佐野総括課長補佐)

委員の皆様におかれましては議事進行にご協力いただきありがとうございました。坂本会長には議事の円滑な進行まことにありがとうございました。これをもちまして、山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。ご審議、ありがとうございました。

(了)